平成２３年（フ）第２９６号
大阪府泉大津市東雲町13番28―207号、前住所大阪府泉大津市北豊中町２丁目１番11号セブンスコートＡ―101号
破産者　内藤　明浩
1　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
2　一般調査期日　平成24年３月27日午後１時30分
平成24年１月18日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
札幌市東区北42条東17丁目６番１―107号
破産者　佐藤　芳弘
1　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
2　一般調査期日　平成24年４月12日午後４時30分
平成24年１月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１２６号
大阪市住吉区遠里小野６丁目７番23号　ＢＩＧＪＯＹ103号、開始決定時の住所大阪市西成区潮路２丁目８番11号
破産者　藤　　正弥
1　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
2　一般調査期日　平成24年４月12日午後４時
平成24年１月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０号
神戸市垂水区旭が丘３丁目７番４号、従前の住所大阪市西淀川区佃５丁目12番１―711号
破産者　大機鉄工所こと　大機　鋭明
1　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
2　一般調査期日　平成24年３月27日午後１時45分
平成24年１月17日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１２号
埼玉県川越市大塚１丁目12番地12、土地の名称地番変更前の表示埼玉県川越市大字大塚新田542番地17
破産者　小宮　清正
1　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
2　一般調査期日　平成24年４月11日午前10時50分
平成24年１月18日
さいたま地方裁判所川越支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１３１号
秋田県横手市雄物川町西野字浄戒塚68番地
破産者　奥山　敏夫
異議申述期間　平成24年３月８日まで
平成24年１月18日　秋田地方裁判所横手支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０号
山梨県上野原市上野原980番地２
破産者　山中　忠男
免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
平成24年１月18日
甲府地方裁判所都留支部破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０９５号
東京都品川区南品川３丁目１番８号
清算株式会社　株式会社ウェーブ
代表清算人　原　　雄一
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第８号
三重県亀山市布気町1559番地の９
清算株式会社　アルガ管財株式会社
代表清算人　渡瀬　忠幸
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
愛媛県松山市末町乙267番地１
再生債務者　奥道後国際観光株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　松山市三番町４丁目１番地９　城南ビル３階　中村法律事務所　弁護士　中村正夫
平成24年１月16日　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再）第１号
北九州市小倉南区八重洲町11番16号
再生債務者　株式会社川島工務店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北九州市小倉北区田町11番18号小池ビル５階　田中法律事務所　弁護士　田中政治郎
平成24年１月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
北海道河東郡士幌町字中士幌幹線102番１
再生債務者　道東プレカット事業協同組合
代表者代表理事　大留　敏夫
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前９時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年３月19日から平成24年４月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
北海道旭川市二条通８丁目右１号
再生債務者　株式会社ミュージックショップ国原
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年１月16日　旭川地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１６１号
埼玉県川越市大字砂1072番地13
再生債務者　橋本　隆史
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月20日から平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第８８号
埼玉県越谷市蒲生南町24番36号　302号
再生債務者　熊坂　淳一
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月21日から平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第２７号
千葉県木更津市請西東５丁目21番地18
再生債務者　前原　純一
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月21日から平成24年３月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再イ）第２１号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪698番地の２
再生債務者　景山　　学
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月21日から平成24年３月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（再イ）第３４７号
愛知県春日井市廻間町401番地３
再生債務者　上杉　裕史
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月14日から平成24年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部